

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【会社名】	テックファーム株式会社
【英訳名】	Techfirm Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 千原 信悟
【本店の所在の場所】	東京都新宿区大久保一丁目3番21号
【電話番号】	03 - 3200 - 2012（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 永守 秀章
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区大久保一丁目3番21号
【電話番号】	03 - 3200 - 2012（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 永守 秀章
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 599,940,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,080株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。

(注) 1 平成24年3月30日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	8,080株	599,940,000	299,970,000
一般募集			
計（総発行株式）	8,080株	599,940,000	299,970,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、299,970,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
74.250	37.125	1株	平成24年4月16日		平成24年4月16日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
テックファーム株式会社 総務部	東京都新宿区大久保一丁目3番21号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新都心営業部	東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
599,940,000	23,300,000	576,640,000

（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、登記費用2,100,000円、弁護士費用（株価算定費用含む）20,000,000円、登記関連費用等1,200,000円を予定しております。

（2）【手取金の使途】

手取金の使途

上記の差引手取概算額である576百万円の資金使途といたしましては、ソフトウェア受託開発事業の一部であるモバイルソリューション事業の譲受に関する対価の支払いに220百万円、当該事業譲受等に関連した運転資金投資に100百万円、人材確保関連費用に100百万円、海外新規事業に80百万円、及び顧客データベース関連の新規事業に76百万円を、それぞれ充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
a. 株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業の承継（注1）に伴う対価の支払い	220	平成24年4月から平成25年4月まで
b. 上記a記載のモバイルソリューション事業及び当社既存の事業の拡大に伴う運転資金投資（人件費、外部へのシステム監視等の業務委託費用及びその他経費（通信費、消耗品費等）の支払いに充当）	100	平成24年4月から平成24年7月まで
c. スマートフォン関連のアプリケーション開発及びシステム開発に従事する人材の確保に関連する費用	100	平成24年4月から平成25年7月まで
d. 米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業の開発・事業化投資（注2）	80	平成24年8月から平成26年7月まで
e. モニター会員の行動属性等に関する新事業の開発・事業化投資（注3）	76	平成24年8月から平成25年7月まで

（注）1 株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業の承継に関しましては、当社の得意分野であるモバイルを中心としたシステム企画、開発、運用・保守までの総合的なITサービスであります。当該事業を当社が譲り受けることで、株式会社サイバードが有するモバイルを活用したマーケティングソリューションの企画・提案のノウハウを取得することにより、より幅広い顧客企業の戦略の具現化と、より良いモバイルITサービス・ITソリューションの提案・改善を実施し支援するとともに、運用・保守サービスを通じて顧客との関係強化に注力することにより、当社の事業規模の拡大につながるものと考えております。

2 米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業につきましては、当社の業務提携先である日本金銭機械株式会社の米国子会社JCM AMERICAN CORP.と共同で進めておりましたモバイル決済ソリューション領域での事業化へ向けた投資となります。

3 モニター会員の行動属性等に関する新事業につきましては、当社と当社の業務提携先である株式会社マクロミルにより、株式会社マクロミルの消費者視点に基づくマーケティングノウハウと、当社の技術力を掛け合わせ、PCのみならずモバイル端末を通じた一般消費者のニーズの吸い上げや属性・行動ログを分析し、それらを活用して、顧客企業の業績向上等幅広いニーズに応えられる高度なソリューションを提案、実現できるよう両社で事業推進していくための投資であり、両社の企業価値の向上を図れるものと考えております。

調達する資金の支出予定時期

上述のとおり、株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業の承継に伴う対価の支払い並びに当該案件その他の事業拡大に伴う運転資金初期投資は、個々の顧客の承継のタイミングに合わせて平成24年4月から平成25年4月にかけて支出予定であります。また、スマートフォン関連のアプリケーション開発及びシステム開発に従事する人材の確保に関連する費用につきましては、平成24年4月から平成25年7月までの人材の採用に合わせて支出してまいります。

また、米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業の開発・事業化投資につきましては、平成24年8月から平成26年7月における開発・事業化検討の期間において支出予定であり、モニター会員の行動属性等に関する新事業の開発・事業化投資につきましては、平成24年8月から平成25年7月のいずれかの時期に当該新事業を立ち上げるにあたり支出する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	MCPシナジー 1号投資事業有限責任組合 (以下、「MCPシナジー」といいます。)	
	所在地	東京都千代田区平河町二丁目16番15号	
	設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律	
	組成目的	日本におけるメディア/コンテンツ業界の一翼を担うベンチャー企業の育成、創出を目的とする。投資後はモニタリング中心の一般的なVCと一線を画し、事業会社の協力を得ながら徹底したハンズオンで投資先を支援する。	
	組成日	平成19年10月24日	
	出資額	4,000百万円	
	主たる出資者及びその出資比率	独立行政法人中小企業整備基盤機構 50.00% フィールズ株式会社 25.00% アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 11.25% 住友商事株式会社 10.00% (上記以外に10%以上の出資者はおりません。)	
業務執行組合員等に関する事項	名称	ACA株式会社(以下、「ACA」といいます。)	
	所在地	東京都千代田区平河町二丁目16番15号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 東 明浩	
	資本金	189百万円	
	事業の内容	上場株式等に対する投資ファンドの運営 業界特化型投資ファンド等の運営 M&Aアドバイザー業務等の投資周辺事業	
	主たる出資者及びその出資比率	ACA GROUP HOLDINGS PTE. LTD 44.24% 住友商事株式会社 39.08%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	- 株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び当社との関係は、いずれも平成24年3月30日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先であるMCPシナジーは、無限責任組合員であるACAが運営管理する投資事業有限責任組合に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であります。ACAは、平成17年4月に日興アントファクトリー株式会社(現:アント・キャピタル・パートナーズ株式会社)の戦略投資部門を母体として設立され、上場株式ファンド、メディア・コンテンツ・IT業界及びヘルスケア業界といった業界特化ファンドの運営を中心とした投資事業、並びにM&Aアドバイザー業務等の投資から派生する投資周辺事業を営む投資会社です。ハンズオン型のプライベート・エクイティ投資を基本スタンスとし、個別のノウハウが必要な業界や業種に特化した投資を行うことで、投資先企業の企業価値を向上させることを目指しており、メディア・コンテンツ・IT業界においては、平成19年10月より、メディア・コンテンツ・IT業界の企業への投資に特化したMCPシナジーを運用しております。

当社は、当社を取り巻くIT業界の競争が厳しい事業環境下で様々なリスクに備えながら、積極的に事業拡大に取り組むことで、安定的な収益基盤を構築することが急務であると認識しており、そのための資金調達手段を検討してまいりました。

このような投資環境において、当社では平成24年2月より複数の企業と協議を進めてきました。その中の1社で今回の割当予定先の業務執行組合員であるACAより、当社取締役CFO永守秀章に対し、第三者割当増資の具体的な提案があり、当社と

してもACAが最もシナジーが見込まれる割当先候補であると認識し、ACAを中心にその検討を進めました。

割当予定先であるMCPシナジーは純投資を目的としているものの、ACAは、当社及び当社の属する業界に関する深い知見を有していること、並びに、事業面で、短期的には、MCPシナジーその他ACAが運用する投資ファンドの投資先企業の紹介を始めとする当社のITソリューションサービス事業における潜在顧客の探索などに関する営業面での支援、中長期的には、今後IT活用の成長潜在性があることから当社が戦略的に営業開発を取り組む領域の1つであるヘルスケア業界に関する知見を生かした協業（シニア・介護施設向けサービス、ヘルスケア用品販売サイトと連動した付加価値提供サービス等の企画・開発）、及び当社の中長期成長を支えるための業績及び業務管理手法その他内部統制に関する助言等の経営基盤構築への支援等をone stopで提供頂けることなどから、同社が運営するMCPシナジーを割当予定先として選定いたしました。

また、MCPシナジーの組成目的は、IT業界に特化したファンドであり、日本におけるメディア・コンテンツ・IT業界の一翼を担うベンチャー企業の育成、創出を目的とし、投資先企業に対し、経営または技術の助言・指導を行うハンズオンの支援により、投資先の企業価値を高めるものであり、当社は事業内容及び事業方針は、MCPシナジーの組成目的と合致すると判断しております。なお、MCPシナジーとの間で本第三者割当増資による資本提携契約、また、MCPシナジーの業務執行組合員であるACAとの間で業務提携契約を、平成24年3月30日付でそれぞれ締結いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 MCPシナジー 8,080株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本第三者割当増資により取得した割当新株式について、中期的に保有する方針であることを確認しております。なお、割当予定先と取得後2年間は売却しない予定であることを、募集株式総数引受契約書にて約定する予定です。

また、上記に関わらず、当社は、割当予定先との間において、本第三者割当増資により取得した割当新株式について、払込期日より2年以内に全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、割当予定先であるMCPシナジーの出資方法は、キャピタル・コールによるものであり、本第三者割当増資以前に同社の各投資家に対し請求のうえ出資を受けており、本日現在で約28億円の資産を運用しており、そのうち約10億円の余裕資金を保有している旨の報告をACAより受けております。また、MCPシナジーの平成24年3月5日現在の残高証明書により約10億円の預金残高を確認及び平成23年12月31日現在の財務諸表による預金の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきヒアリングを行いました。

また、払込期日までに割当予定先と募集株式総数引受契約書を締結する予定であり、払込みに必要な資金については確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は割当予定先であるMCPシナジーの登記簿を収集し、その存在について確認をいたしました。加えて、MCPシナジー、ACA及びその他のMCPシナジーの出資者（いずれも法人）並びにこれらの法人の役員について、独立した第三者機関である株式会社日本企業調査会（東京都中央区）に対して調査を委託し、反社会的勢力（暴力団等）とは一切関係がなく、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引及び詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受している事実がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による募集株式の発行価額は、当社株式の証券市場における売買高が比較的少ないことなどから、できるだけ取締役会決議日に近い日における株価を参照することが適切であると考え、取締役会決議日の直前取引日（平成24年3月29日）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値（71,200円）を基礎として、これに対して4.28パーセントのプレミアム率である74,250円と決定いたしました。

かかる発行価額は、上記直前取引日における終値を基礎としつつ、取締役会決議日の直前取引日(平成24年3月29日)までの大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の1か月間及び3か月間の終値平均を参考として踏まえ、ACAとの協議・交渉を経たうえで決定いたしました。

上記直前取引日の終値を基礎とした理由は、当該株価が、平成24年3月9日の第21期(平成24年7月期)第2四半期に係る決算発表を受けて形成された株価であり、当社の株式に係る客観的な価値を反映しているものと考えられ、当該株価を参照することが合理的であると判断したためであります。

なお、上記発行価額は、取締役会決議日の直前取引日(平成24年3月29日)の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値(71,200円)に対して4.28パーセントのプレミアム、直前取引日までの1か月間の終値平均(72,730円)に対して2.09パーセントのプレミアム、3か月間の終値平均(72,062円)に対して3.04パーセントのプレミアムとなっております。かかる観点からも合理性があるものと考えております。さらに、当社は、U&Iアドバイザーサービス株式会社による当社の株式価値算定報告書に記載された算定結果と比較し、上記発行価額が特段不合理な価格ではないことを確認しております。

また、上記発行価額は、日本証券業協会が公表した「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、この点においても合理性が認められるものと考えております。

さらに、当社監査役3名全員より、上記の発行価額については、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新たに発行する普通株式8,080株の、平成24年3月30日現在の当社発行済普通株式総数23,790株に対する割合は33.96%、割当予定先に新たに付与する議決権数8,080個の総議決権数22,707個に対する割合は35.58%となり、既存株主に対して大規模な希薄化が生じる見込みであります。

しかしながら、当社は、本第三者割当増資により調達する資金によって、株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業を承継するほか、当該事業の承継やスマートフォン関連のアプリケーション開発及びシステム開発に従事する人材を確保していく予定であります。さらに、米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業の開発・事業化の検討及びモニター会員の行動属性等に関する新事業の開発・事業化の検討を行い、将来の更なる事業展開に備えてまいります。このように、結果として、直近での収益基盤の拡大や事業機会の検討体制を構築することが、当社の企業価値向上及び既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。従いまして、本第三者割当増資による発行株数及び希薄化の規模については、合理的な規模であると平成24年3月30日に開催された取締役会で判断いたしました。

なお、本第三者割当増資は大規模な希薄化を伴うことから、経営者から一定程度独立し、かつ割当予定先との間に利害関係を有しない者を第三者委員として指名し、当該割当ての必要性及び相当性等に関する客観的な意見書を取得することといたしました。第三者委員の検討内容は「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりですが、当社取締役会は平成24年3月29日付で今回の新株発行により資金調達を行う必要性があること並びに発行方法及び発行の条件は相当である旨の意見書を取得しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新規発行株式（8,080株）の、当社の発行済株式総数（23,790株）に係る議決権を有しない株式を除いた議決権数22,707個に占める割合は35.58%であり、当該新規株式が発行された場合、既存株主に対して大規模な希薄化が生じる見込みであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
MCPシナジー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区平河町二丁目16番15号	-	-	8,080	26.24%
株式会社マクロミル	東京都港区港南二丁目16番1号	3,400	14.97%	3,400	11.04%
筒井 雄一朗	東京都目黒区	2,280	10.04%	2,280	7.41%
小林 正興	東京都大田区	2,140	9.42%	2,140	6.95%
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都港区赤坂一丁目7番1号	1,605	7.07%	1,605	5.21%
株式会社読売新聞東京本社	東京都中央区銀座六丁目17番1号	1,320	5.81%	1,320	4.29%
志村 貴子	東京都目黒区	1,150	5.06%	1,150	3.74%
山村 慶子	東京都港区	700	3.08%	700	2.27%
山村 美寿寿	東京都港区	681	3.00%	681	2.21%
山村 東晃	東京都港区	510	2.25%	510	1.66%
計	-	13,786	60.71%	21,866	71.02%

(注) 1 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年1月31日現在の株主名簿及び平成24年3月29日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の総議決権数30,787個に対する割合です。

4 テックファーム株式会社として1,083株の自社株を有しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、主に一般消費者を顧客に持つ企業を対象に、基幹システムからモバイルアプリケーション開発、また運用・保守まで一気通貫で総合的なITサービスを提供しております。最近では当社が蓄積したノウハウを活用し、顧客企業に対しマーケティングのサポートとなる消費者向けITサービスを開発、導入企業のお客様の顧客満足度向上や業績への貢献を実現しております。

携帯電話市場においては、スマートフォン及びタブレット型端末の普及が本格化してきており、今後も新しい技術や多種多様なサービスの展開に向けた需要は続き、同市場を取り巻く環境は大きく変化していくものと予想しております。当事業年度においても、スマートフォン及びタブレット型端末向けアプリケーション開発関連の案件は増加傾向にあります。

急速な成長市場であるスマートフォン及びタブレット型端末向けのITソリューションに関する事業領域で、当社が今後も更なる新規顧客の開拓や既存顧客との関係強化を実現していくためには、システムの企画・開発から運用・保守に至るまでの全ての領域での事業基盤の強化が重要であり、かつ、急務であると認識しております。

このような状況のもと、株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業の承継は、同社の優れた提案・開発ノウハウを獲得するとともに顧客基盤を拡大することができる重要な事業機会であると認識しております。特に、同事業では、システム開発後の保守・運用業務を遂行しながら、顧客企業の事業戦略を理解し、中長期的な視点でITソリューション導入効果の継続的な改善を実現することにより、顧客との中長期的な関係構築を目指します。

また、増加傾向にあるスマートフォン及びタブレット型端末向けアプリケーション開発関連の案件に対応し、更なる事業

規模の拡大を実現するためには、優秀な人材の確保が急務であり、当社の事業基盤の強化や収益性の改善のためには、これらの業務の内製化が肝要であり、人材の中途採用・教育研修への投資は喫緊の経営課題と認識しております。

さらに、米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業、及びモニター会員の行動属性等に関する新事業の開発・事業化は、当社の今後の成長性、収益性を向上させる事業の一つとして捉えており、急速な技術革新を続けるIT業界においては、早急な投資が必要であると考えております。

当該事業拡大のための投資資金に当社の有する手元資金を充当することも検討いたしました。当社は買掛金・未払金・従業員の給与・賞与などの支払いに充当する運転資金の一部を短期借入金により調達している状況にあり、また、経済環境・競争環境の悪化リスクに備えた資金を確保する必要もあるため、手元資金をこれらの事業投資に充当することは当社の財務基盤を毀損するおそれがあり、適切ではないものと判断いたしました。

以上により、上記の事業機会や経営課題への取り組みを実現するため、外部から資金調達を行うこととし、その具体的手法として本第三者割当増資を採用することといたしました。

資金調達方法につきましては、社内で十分な検討を行いました。調達資金が事業承継の対価の支払い、人材獲得費用及び新規事業開発投資に充当されることから、長期かつ安定的な資金を調達すべきと考えられること、資本性のある資金調達として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、調達コストが相対的に高まることや当社株式の資本市場での状況などを勘案すると、当社における資金需要の発生時期に合わせて必要な資金を確実に調達できる可能性が低いと考えられること、当社の資産規模や活動する領域における事業リスクに鑑みて、有利子負債残高の増加を回避し、自己資本を充実させることが望ましいと考えられることから、確実かつ迅速に資金調達を実現できる第三者割当増資を選択いたしました。

b. 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資により、新たに発行する普通株式8,080株の、平成24年3月30日現在の当社発行済普通株式総数23,790株に対する割合は33.96%、割当予定先に新たに付与する議決権数8,080個の総議決権数22,707個に対する割合は35.58%となり、既存株主に対して大規模な希薄化が生じる見込みであります。

しかし、当社は、当社を取り巻く厳しい事業環境の下での様々なリスクに備えながら、既に述べたような施策の実行により更なる事業拡大を推進していく必要があるものと認識しており、本第三者割当増資により調達する資金は、当社の企業価値向上に必要な不可欠であると考えております。

さらに、当社は、経営者から一定程度独立した者である常勤監査役（社外監査役・独立役員）である小夫みのり氏に対し、当社の事業計画、資金繰りの状況及び株価の推移といった当社の概要、並びに本第三者割当増資にかかる募集株式発行の目的、調達する資金の額、その用途及び支出予定時期、外部から資金を調達する必要性及び資金調達方法の合理性に関する考え方、発行価額及び発行条件の合理性及び決定プロセスの適正性に関する考え方、割当予定先の選定理由、本第三者割当増資実行後の当社の株主構成、本第三者割当増資による企業価値の向上その他必要と思われる事項の説明を行うとともに、同氏からの質問に回答を行い、同氏は、これらの事項を慎重に検討しました。

その結果、同氏からは、株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業の承継並びにスマートフォン関連のアプリケーション開発及びシステム開発に従事する人材の確保の重要性について受けた説明に鑑みれば、株式会社サイバードからのモバイルソリューション事業の承継に関する対価の支払いや運転資金その他の初期投資並びにスマートフォン関連のアプリケーション開発及びシステム開発に従事する人材の確保のための費用に充当する資金の調達を主な目的及び理由とする本第三者割当増資は格別不合理なものではないと認められること、これらの施策の戦略的重要性に鑑みれば、本第三者割当増資により調達する資金の用途及び支出予定時期に特に問題になる点はなく、調達金額との間の関連性も十分に存在していると認められること、当社の財政状態を鑑みると、買掛金・未払金・従業員の給与・賞与などの支払いに充当する運転資金の一部を短期借入金により調達している状況にあり、また、経済環境・競争環境の悪化リスクに備えた資金を確保する必要もあるため、当該事業拡大のための投資資金に手元資金を充当することは、当社の財務基盤を毀損するおそれがあり、適切ではないものと判断し、当該施策に充当する資金を外部から調達する必要性があること、資金調達手法については、公募増資、株主割当増資、借入等のその他手段と比較考量のうえ決定しており、第三者割当増資による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らして、有利発行には該当しないと考えられること、及び本第三者割当増資により調達する資金の用途について受けた説明から、将来的には企業価値の向上により株主に最終的に利益が還元されることが見込まれていることなどを総合的に勘案し、本第三者割当増資による募集株式の発行は、必要性及び相当性があるものと考えられる旨の意見書を平成24年3月29日付で取得しております。

以上のような検討を踏まえ、当社取締役会は、平成24年3月30日付で本第三者割当増資による募集株式の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期）（平成23年7月期）及び四半期報告書（第21期）（平成24年7月期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年3月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のリスクが生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載する事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（追加事項）

その他のリスクについて

5）第三者割当による株式の新規発行について

本第三者割当による新規発行株式（8,080株）の、当社の発行済株式総数（23,790株）に占める割合は33.96%であり、当該新規株式が発行された場合、1株当たりの株式の価値に希薄化を生じさせます。この結果、当社株式の市場株価や当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期）の提出日（平成23年10月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年3月30日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

平成23年10月25日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成23年10月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年10月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金1,000円 総額22,707,000円

ロ 効力発生日

平成23年10月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、筒井 雄一郎、千原 信悟、小林 正興、遠藤 徳之、内海 剛士、永守 秀章、榎澤 悟を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小夫 みのり、田中 好男、松澤 進を選任する。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	14,996	40	0	(注)1	可決 91.36
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
筒井 雄一朗	14,979	57	0		可決 91.26
千原 信悟	14,979	57	0		可決 91.26
小林 正興	14,979	57	0		可決 91.26
遠藤 徳之	14,979	57	0		可決 91.26
内海 剛士	14,979	57	0		可決 91.26
永守 秀章	14,979	57	0		可決 91.26
糊澤 悟	14,979	57	0		可決 91.26
第3号議案 監査役3名選任の件				(注)2	
小夫 みのり	14,980	56	0		可決 91.26
田中 好男	14,980	56	0		可決 91.26
松澤 進	14,980	56	0		可決 91.26
第4号議案 ストックオプションとして新株予 約権を発行する件	14,967	69	0	(注)3	可決 91.18

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
- 4 賛成割合につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

平成24年1月5日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となる者

株式会社マクロミル

主要株主でなくなる者

ユナイテッドベンチャーズ株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
株式会社マクロミル

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	3,400個	14.97%

ユナイテッドベンチャーズ株式会社

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,400個	14.97%
異動後		

(注) 1 総株主等の議決権に対する割合は、異動前、異動後ともに平成23年7月31日付株主名簿に記載された総株主等の議決権の数である22,707個を基準として算出しております。

2 総株主等の議決権に対する割合は、議決権を有しない株式（自己株式等）を控除して算出しております。
議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,083株
平成23年7月31日現在の発行済株式総数 23,790株

(3) 当該異動の年月日

平成23年12月28日

(4) その他の事項

提出日現在の資本金等の額（本報告書提出日現在）

資本金の額 321,035,000円

総株主等の議決権の数 22,707個

発行済株式総数 23,790株

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日	平成23年10月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第21期第 2 四半期)	自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 1 月31日	平成24年 3 月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月22日

テックファーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテックファーム株式会社の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テックファーム株式会社及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テックファーム株式会社の平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、テックファーム株式会社が平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年3月9日

テックファーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテックファーム株式会社の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第21期事業年度の第2四半期会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成23年8月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、テックファーム株式会社の平成24年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年10月21日

テックファーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテックファーム株式会社の平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テックファーム株式会社及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テックファーム株式会社の平成23年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、テックファーム株式会社が平成23年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月22日

テックファーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテックファーム株式会社の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テックファーム株式会社の平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より工事契約に関する会計基準及び工事契約に関する会計基準の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年10月21日

テックファーム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 寄 周 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテックファーム株式会社の平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テックファーム株式会社の平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。